

令和5年度 第2回北海道農業・農村振興審議会 議事録

〔日時：令和6年2月1日（木）13:30～16:03〕

〔場所：TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 5階 ホール5C〕

1 開会

(事務局)

- ・皆様がお揃いになりましたので、只今から「令和5年度第2回北海道農業・農村振興審議会」を開会いたします。
- ・私は道農政部農政課の松原と申します。本日はよろしくお願ひいたします。
- ・それでは、審議会の開催に当たりまして、近藤会長から御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

(近藤会長)

- ・皆様こんにちは、近藤でございます。開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。本日は御多忙の中、皆様に御出席いただきまして誠にありがとうございます。
- ・本日の審議会でございますが、意見聴取がメインとなっております。
- ・「食料・農業・農村基本法」の見直し状況に関しましては、最近3つの観点から見直しの方向性が国から示されております。
- ・後ほど説明があると思いますが、第1点目が「食料安全保障の抜本的な強化」、2点目が「環境と調和のとれた産業への転換」、3点目が「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」で、3つの柱があります。
- ・フードセキュリティ、食料の安全保障でございますけれども、環境、或いは、生産性向上といったことがキーワードになっていると思います。特に、北海道農業は、食料を安定的に供給するという観点から、フードセキュリティ、食料の安全保障に大きく関係していると思います。今後の数十年先の北海道農業を考えた場合、我が国のフードセキュリティに対して、北海道農業が、如何なる役割を果たせるのか、或いは、役割をどのように位置付けていくのかというのが大きな課題ではないかと思ひます。
- ・生産水準の維持発展につきましても、北海道農業は都府県の農業に比べて優位性を持っているのではないかと思われます。
- ・それから意見聴取の2点ですが、1点目の「食料・農業・農村基本法」の見直しに関連して、第6期の「北海道農業・農村振興推進計画」の中間点検に関する取りまとめでございます。基本計画の指標ないし目標と実績を提示しています。目標と実績とのずれ、その要因、或いは、今後の展開方向について整理しているところですが、この基本法の見直し等々と絡めて関連させ、色々な観点から今後の北海道農業の方向性に対して、委員の皆様からコメントをいただけたらと思ひているところでございます。本日はどうぞよろしくお願ひします。

(事務局)

- ・ありがとうございました。次に、北海道農政部長の水戸部より御挨拶申し上げます。

(水戸部農政部長)

- ・近藤会長をはじめ委員の皆さまにおかれましては、本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。また、日頃から北海道農業・農村の振興に、それぞれの立場から御支援・御協力をいただいていることに関しまして、この場を借りて感謝を申し上げます。
- ・御承知のとおり、北海道農業・農村をめぐる情勢は、高齢化、担い手不足などが従来から言われておりますが、特に近年、気象災害の激甚化・頻発化、それから、餌や資材価格の高騰、ロシアのウクライナ侵攻などから来る食料需給リスクの高ま

りに加えて、昨年の猛暑ということで、農業農村を取り巻く色々な課題が数多く押し寄せてきているなど感じております。

- そうした中、先ほど、近藤会長からも御紹介がありましたが、国は、「食料・農業・農村基本法」という農業の憲法と言われる法律が、四半世紀ぶりに今、国で改正されようとしているところでございます。それに際しましては、私どもも、我が国最大の食料供給地域である北海道として、実情をこれまで国との意見交換なども通じて伝えてまいりましたし、近々の課題に対しても、道では、経営の安定化に向けて、一昨年から継続的に肥料や飼料の価格高騰対策をはじめ、酪農生産基盤の確保や自給飼料生産対策への支援など、様々な道独自の対策も講じてまいりました。
- また、年明けになりますますが、猛暑対策については、今年も猛暑が来た場合に備えて、府県の実態や大学の研究成果などの情報を収集しております。今後の営農技術対策に反映させるべく検討を進めているところでございます。道としても引き続き、こうした課題にしっかりと、着実に対応しながら進めてまいりたいと思っております。
- 本日の審議会では、報告事項として、「北海道指定有害動物等総合防除計画案」について御説明をさせていただき、また、意見聴取として「第6期北海道農業・農村振興推進計画」の中間点検と併せまして、国の「食料・農業・農村基本法」の見直し状況等の御説明をさせていただきまして、委員の皆様方から、御意見をいただきたいと思っております。
- いただいた御意見、私どもしっかりと受け止めさせていただきまして、今後の施策に反映させていきたいと考えておりますので、本日は忌憚のない御意見をどしどしといただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3 委員の出席状況報告

(事務局)

- 次に、次第の3の委員の出席状況報告になりますが、その前に、第14期の公募委員であります田作様が今回からの出席となりますので御紹介します。

(田作委員)

- 田作でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

- 本日の審議会につきましては、太田委員、上口委員、小椋委員、川端委員、藤城委員の5名が欠席となっております。
- 委員定数15名のうち10名の委員が出席されており、北海道農業・農村振興条例第27条第2項の規定により、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

4 道幹部職員紹介

(事務局)

- 次に、次第の4、農政部幹部職員を御紹介ですが、お手元の名簿のとおり、前回から幹部職員の変更はありませんので名簿で御確認ください。また、本日、独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部から古原本部長の御出席をいただいておりますので御紹介いたします。

(事務局)

- それでは、これより議事に入らせていただきます。この後の進行につきましては、近藤会長にお願いします。

5 議題

(近藤会長)

- それではこれより議事に入らせていただきます。
- 早速でございますが、会議次第に沿って議事を進めてまいります。
- 本日の議題は、報告事項1点、「北海道指定有害動植物等総合防除計画案の策定」と、意見徴収として2点、「食料・農業・農村基本法の見直し状況等」と「第6期北海道農業・農村振興推進計画の中間点検」となります。
- 本日の議事は概ね午後4時を目途に終了したいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。
- それでは議題の報告事項、「北海道指定有害動植物等総合防除計画案の策定」について、農業環境担当課長の庄司さん、説明をお願いします。

(庄司農業環境担当課長)

- 技術普及課の庄司と申します。北海道指定有害動植物等総合防除計画の検討案について、御報告させていただきます。
- 本計画につきましては、昨年8月に開催されました本審議会に素案を御報告後、道議会に報告するとともに、パブリックコメントを実施し、道民の方々から御意見をいただいたところです。
- お手元に、計画案の資料として、「北海道指定有害動植物等総合防除計画」案の概要として資料1の1、また、パブリックコメントの概要として資料1の2をお配りしております。
- 計画案本文については、事前にお配りしておりますことから、本日は配布しておりませんので、御了承ください。
- 計画案の概要について、資料1の1に基づき、御説明いたします。昨年8月にお示ししました素案でも御説明しましたが、計画の趣旨といたしまして、温暖化等の気候変動、人や物の移動の増加、有害動植物の侵入まん延リスクの増加などに伴い、国では植物防疫法を改正し、基本指針を策定しています。
- これに伴い道では、これまで策定してきた「防除ガイド」、「クリーン農業技術体系」を踏まえ、令和5年度中に「北海道指定有害動植物等総合防除計画」を策定することとしたところです。
- 下段の総合防除計画の概要図を御覧下さい。中ほどに「北海道病害虫防除所」が中心となり、試験場、普及センターの調査や気象情報などに基づき、必要な防除対策などについて「病害虫発生予察情報」をとりまとめ、農業関係機関・団体に提供を行い、農業者は、これらの情報やほ場の状況を基に、適時に適切な防除方法を選択して防除を行います。
- また、病害虫が異常な水準で発生した際には、国からの指示を受け、道が告示を行い、関係機関・団体との連携のもと、的確な防除の推進に努めます。
- 2頁を御覧下さい。時計文字のⅠ～Ⅳについて、左側に計画の構成項目、右側に計画における主な記載内容を整理しております。
- 「Ⅰ指定有害動植物等の総合防除の実施に関する基本的な事項」は、「1趣旨」として有害動植物の防除の重要性などを記載するとともに、病害虫防除の基本事項や農薬の安全・適正使用に関する基本事項などについて記載しています。
- 「Ⅱ指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容」は、各作物の防除方法として、水稻を始め51作物ごとに病害・害虫の防除時期や方法、雑草の防除方法として、除草剤の使用上の基本事項などについて記載しています。
- 「Ⅲ異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項」は、病害虫が異常な水準で発生した際における防除の内容及び実施体制について記載しています。
- 「Ⅳ指定有害動植物等の防除に係る指導の実施体制並びに農業に関する団体との連携に関する事項」は、総合防除の推進における、道、市町村、試験研究機関、農業

者団体、民間事業者、農業者の役割や連携について記載しています。

- ・資料1の2を御覧下さい。パブリックコメントの結果についてありますが、昨年10月10日から11月9日までの1ヶ月間行った道民の方々からの意見募集については、3名・4団体から、19件の御意見をいただきました。
- ・いただいたご意見の反映状況については、Aとして、「意見を受けて案を修正したもの」が1件であります。計画が見やすくなるよう改行位置を修正しました。Bとして、「案と意見の趣旨が同様と考えられるもの」が13件、Cとして、「案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの」が5件でありました。計画内容の変更を行ったものはございません。
- ・2頁以降に「意見の概要」と「意見に対する道の考え方」について記載しておりますので、後ほど御覧ください。
- ・この計画については、今後、道議会への報告を行いまして、本年度内の策定を予定しております。以上、「北海道指定有害動植物等総合防除計画案」について「北海道農業・農村振興審議会」委員の皆様方に対しましての報告とさせていただきます。以上です。

(近藤会長)

- ・ありがとうございました。ただいま御説明がありました内容について、皆様から御意見・御質問等がございましたら御発言をお願いします。

(委員)

- ・ありません。

(近藤会長)

- ・ないようでしたら、次に意見聴取に入ります。
- ・「食料・農業・農村基本法の見直し状況等」と「第6期北海道農業・農村振興推進計画の中間点検」についてですが、関連しますので、一括して説明します。政策調整担当課長、御説明をお願いします。

(小谷政策調整担当課長)

- ・農政部農政課の小谷でございます。私の方から御説明させていただきます。
- ・国の「食料・農業・農村基本法の見直しに関する状況」と言うことで、資料2の1をお手元をお願いします。
- ・国では「食料・農業・農村基本法」の見直しが進められており、その中で、12月27日には、「食料・農業・農村基本法の改正の方向性について」が示されましたので、その情報共有としまして、内容とそれに対する道の対応などについて説明します。
- ・資料2の1の国が示した改正の方向性として、①オレンジ色の「食料安全保障の抜本的な強化」、②グリーン色の「環境と調和のとれた産業への転換」、③ブルー色の「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」の3つの柱が示されており、今後は、これに基づいて、法律の改正案が国会に提出される事となっております。方向性が示された物が資料2の1です。
- ・資料2の2をお手元をお願いします。資料の右のところの「道の考え方について」は、国との意見交換を重ねながらまとめたものであり、前回8月の当審議会で御説明した方向から大きな変更はありません。
- ・こちらでは、オレンジ①食料安全保障の強化、グリーン②環境に配慮した持続可能な農業、ブルー③生産性の高い農業経営の育成・確保、④地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保の4つの観点で道としてもまとめてまいりました。
- ・色分けしたオレンジ、グリーン、ブルーと国の資料と色使いを合わせております。考え方の柱立ても国と同じですし、○で書かれています個々の取組についても、

国が示した方向と同じと考えています。

- ・次に、資料2の3をお手元をお願いします。取組の中の食料安全保障の強化のトップに掲げている輸入に多くを依存している小麦や大豆、自給飼料の生産拡大に向けた、道の考え方についてまとめましたものです。
- ・具体的な施策がまだ決まっていませんので、作付の動向なども現時点での想定で作成している部分もありますので未定稿としています。
- ・小麦や大豆、飼料について書いていますが、米は転作の部分がありますので、参考に載せてあります。小麦や大豆に関しましては、第6期計画の目標面積に既に達している状況ですので、面積は現状を維持しつつ、転作畑における基盤整備を進めて単収の向上を図るほか、病害に強い多収品種の開発などに取組、単収を上げて生産量の増大を図ってまいりたいと考えております。
- ・また、飼料については、牧草などの粗飼料については、全体面積を維持しながらも、WCSや青刈りとうもろこしを増やすほか、計画的な草地整備改良などを進めながら、単収を増やすとともに、高タンパクの濃厚飼料にあたる子実コーンなどは、水田活用交付金なども活用して、面積、単収ともに増やしていきたいと考えているところでございます。
- ・特に、濃厚飼料の自給率を高めるためには、畑作地帯での子実用コーンの生産拡大が非常に重要となってきますが、経済性での課題などまだまだありますので、今後、具体的な方策も含めて、十分な議論が必要になってくると考えております。
- ・次に、資料3の1をお手元をお願いします。第6期北海道農業・農村振興推進計画の中間点検であります。
- ・2頁をお開きください。計画達成の進捗状況を図る目安となるものとして、指標を設定しています。
- ・指標には、2頁にあります総合指標と、3頁にあります取組指標、それから、4頁にあります主要品目の生産努力目標があります。
- ・7頁になりますが、評価の方法についてです。基準年の値と目標年の値を直線で結び、現況年に当たる値を到達すべき水準値とし、それに比べてどうかとの評価を、「順調」、「概ね順調」、「やや遅れ」、「遅れ」の4段階で評価をしております。
- ・まず、8頁の総合指標の農業産出額と食料自給率については、現況の欄の「実数値」と[]の中の到達すべき水準値を比較して、農業産出額については、進捗99.9%で「概ね順調」、食料自給率については、進捗104%の「順調」との結果になっています。
- ・次に、9頁を御覧ください。新規就農者について、現況の410と[]の670を比較して進捗61%で「遅れ」となっております。要因分析が右に書かれていますが、新規就農者が伸びなかった要因としましては、コロナ禍の影響による研修機会の減少や、生産資材の高騰、そもそもの農家数の減少などがあると考えております。一方で、その下にあります農業法人数は「概ね順調」となっており、近年、農業法人への雇用が伸びていることから、担い手全体としては、一定程度の確保がなされているものと考えております。
- ・飛びますが、21頁を御覧ください。GNSSガイダンスシステムの導入台数も順調に伸びており、進捗で117%と順調となっております。新規就農者数の下振れ分は、スマート農業での効率化によっても補われていると考えております。
- ・戻っていただき、主要品目の生産の動向についてですが、10頁を御覧ください。
- ・まず10頁の稲作です。主食用米については、単収は579kgと「順調」、生産量についても47万5千900tと「概ね順調」となっていますが、令和5年産については、要因分析に書いていますが、猛暑の影響により品質が低下した状況となりました。今後の展開方向になりますが、主食用米の需要が減少する中、稲作の生産力を確保するために、加工米や輸出用米などの非主食用米の生産を推進することにより水張り面積を確保することとしています。

- ・次に11頁の小麦については、単収470kg、生産量61万4千200tで、進捗が109%、117%と、評価はともに「順調」となっています。
- ・次に、12頁の豆類についてであります。大豆は、単収、生産量ともに「順調」、小豆は、単収、生産量は、「概ね順調」と「やや遅れ」となっています。また、令和5年産については、大豆、小豆ともに作付が拡大した中、猛暑の影響により品質低下があった状況となりました。また、いんげんについては、コロナ禍の影響に伴い、他作物への転換などもあり目標水準には達していません。
- ・次に、14頁のてん菜、馬鈴しょになります。てん菜については、令和4年産については単収6,400kg、生産量は354万5千tと「順調」、「概ね順調」という評価になっていますが、令和5年産については、作付面積も減少し、夏以降の高温多湿により、歴史的な低糖分となっております。
- ・今後の展開方向にあります。国は、砂糖需要の低下などを背景に、令和8年産で作付面積5万ha、産糖量55万tまで段階的に生産を削減することを決定しています。
- ・また、馬鈴しょについては、令和4年産で単収3,750kg、生産量で181万9千tと、「順調」、「概ね順調」となっていますが、令和5年産では、作付面積が減少しており、今後の展開方向にあります。引き続き、省力化や低コスト生産に必要な機械の導入等を支援してまいりたいと考えております。
- ・次に17頁の飼料作物については、現況の生産量が到達すべき水準値となっており、「順調」との評価になっています。今後の展開方向の2つめの○にあります。水田地帯における、WCSや子実用とうもろこしを含め、国産飼料の利用拡大に向けて、耕畜連携の取組を推進してまいりたいと考えております。
- ・次に、18頁の酪農については、飼養頭数は84万2千700頭、生乳生産量は415万tと到達すべき水準値に達しており、「順調」との評価になっています。令和4年に生乳の需給緩和に伴う生産抑制が行われ、乳牛の飼養頭数を抑制された影響が現在も続いており、酪農経営の厳しい現状につながっていると考えております。
- ・次に、19頁の肉用牛についてですが、飼養頭数も牛肉の生産量についても到達すべき水準に達しており、評価も順調となっています。左下の肉用子牛価格の推移のとおり、コロナを契機に価格が低下し、現在もまだ戻っていません。これは、牛肉価格も同様の状況になっており、肉牛農家の経営も厳しいものとなっています。
- ・次に、20頁の豚、鶏になります。鶏卵以外、概ね順調以上の評価となっています。鶏卵については、高病原性鳥インフルエンザの発生により、多数の鶏を殺処分したことにより、「やや遅れ」の評価となっています。
- ・21頁からは、農産物以外の、取組指標になります。進捗が「やや遅れ」以下のものに限って説明させていただきます。
- ・まず、22頁のYes!clean農産物作付面積についてであります。進捗が80%の「やや遅れ」となっており、要因分析にあるように、登録団体の構成員の高齢化や離農などのほか、掛かり増しの経費や手間が必要になったり、制度理解が十分でないことなどから、今後の展開方向としては、農業者への技術支援を進めるとともに、消費者に対するPRや学校給食への利用促進、食育活動の推進、更には、制度の理解促進に努め、安定した販路拡大を進めてまいりたいと考えております。
- ・次に、23頁の道産食品独自認証制度の認証数が進捗41%で「遅れ」、6次産業化の取組による年間販売額が進捗89%で「やや遅れ」となっており、道産食品独自認証制度については、消費者への浸透が十分ではないこと、また、6次産業化の取組による年間販売額については、新型コロナの影響による加工品などの販売不振が原因となっています。今後の展開方向としましては、独自認証制度に係る善後策について、学識経験者や販売事業者等で構成する運営懇談会を中心に検討してまいりますし、6次産業化の取組については、引き続き、北海道6次産業化サポートセンターによる支援などを行ってまいりたいと考えております。

- ・次に、24頁の指導農業士の女性の割合についてであります。進捗が45%で「遅れ」となっており、これは、やはり、経営主である男性が推薦される傾向が強いことが要因であります。左下に指導農業士の推移にありますとおり、女性の指導農業士の実数は増加傾向になっております。割合的には遅れとなっておりますが、字数としては増加傾向にあると言えます。
- ・よって、今後の展開方向としては、○の2つめにあるとおり、関係機関・団体と連携して、意識啓発等を重点的に行いながら、女性進出の気運醸成を進めてまいり体と考えております。
- ・中間点検の最後になりますが、25頁になりますが、食育計画を作成している市町村数については、進捗が83%で「やや遅れ」となっています。これは、該当する市町村が計画づくりに意識が向いていないことから、今後の展開方向としては、食育推進ネットワーク会議を開催し、策定等の推進や優良事例に関する情報提供などを行ってまいります。この資料は以上です。
- ・次に、資料3の2については、振興局別にどのような取組をしているかというものを取りまとめた資料ですので、後ほどお時間のある時にお目通しをいただければと思います。
- ・私からの説明は以上となります。本日いただいた意見については、引き続き、第6期計画推進の参考とするとともに、令和6年度は、新たな基本法の下で、国の基本計画策定の年となりますので、国への提案等を行う際の参考にもさせていただくこととしております。以上です。

(近藤会長)

- ・ありがとうございました。只今、説明がありました内容について、委員の皆様から御質問、御意見などがございましたら御発言をお願いします。
- ・なければ、時間が限られておりますので、こちらから御指名させていただきます。なお、御発言はお1人当たり3分程度でお願いします。また、発言は、議題の資料に沿った発言をお願いします。
- ・それでは御指名させていただきますが、端から順に3名程度ずつまとめて伺いたいと思います。時計回り順で1番最初に、岩井委員の方からお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(岩井委員)

- ・岩井と申します。よろしくお願いいいたします。では長くならないように頑張っていきたいと思っております。まず、「食料・農業・農村基本法」についてですけれども、質問ですが、平成11年に制定されたこの基本法ですけれども、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展とその振興という理念が掲げられて、国民生活の安定向上、国民経済の健全な発展を図ることというのを目的としているというふうに私の方で認識しております。今回の改正に関しては、まず、大きな枠組みでどのような方針を掲げているのか、よくわからなかったもので、もう一度御説明いただきたいのと、何を目的としているのかというところをお願いいいたします。
- ・あと、食料安全保障につきまして、自分でもいろいろ調べて見たんですが、令和5年11月の農水省の不測時の食料安全保障の検討についてという資料が農水省から出ておまして、そちらはこれに関係すると思われましたので、見て調べてみましたが、この安全保障というのは極めて深刻な段階というのがありまして、1人当たりの供給熱量が1900カロリー以下の場合が極めて深刻な事態というふうに書かれておりました。そうすると生産拡大、生産の転換が行われるということで、措置のスキームが図られると書かれていました。この時、はじめの段階では農家の方へ要請される。次の段階では指示という言葉が出てまいります。これは政府の意思

決定の下で、内閣総理大臣が生産者に要請、指示をすることになるのでしょうか。どこまでが要請で、どこまで閾値を超えたら指示なのか、ここが結構肝だと思っています。どこに基準線があるのか、何かチェック項目があるのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

- もう一つ、輸入の部分で食料の安全保障の強化というところで、この穀物というより肥料の部分ですね。窒素、リン酸、カリが現実的に相当使われていると思うのですが、北海道内大量に使われているのではないかと心配しているのですが、これの代替物というのは、現在、あるのか。どのように賄うのか。持続可能な道筋が今のところ見えているのかというところをお知らせください。
- あと人手不足に関しまして、農福連携とよく言葉が出てきます。私は保育士資格を持っていて、障がい者施設で実習をした経験があるのですが、障がい者の方というのは一人一人の差が非常に大きい。農業の仕事をどこまでできるのか、確立されたものはないというふうに思っています。農家さんの求める作業レベルともしかしたら違うかもしれない。逆に福祉の関係の方から言わせると、搾取取ではないかと言われたことがございます。それについて、どのような考え、四字熟語ではなくて、具体的にどのような人材不足に対する考え方を持っているのかというところをお知らせください。
- また、スマート農業に関しまして、これも研修で見たのですが、例えば、ドローンを飛ばして、何か撒くということであれば、オペレーターがいれば十分ということを見て経験しております。農家さんじゃなくてもオペレーターの方が作業すればよいという状況が今後将来、出てくるのではないかと。アルバイト的に出てくるのではないかとこのところを見てまいりました。これは、スマート農業の農家さんのものなのか、他の領域の方がアルバイト的にできるものなのかというところもお知らせください。
- あと、カーボンクレジットの創出の普及とありますけれども、どうやってその仕組みを作るのかというところもわからないのでお願いいたします。
- あと、計画の方ですが、農業の新規就農に関しまして、若い方に聞いてみたところ新規就農したい場合はGoogle検索というのをやるそうです。今の若い方は普通にGoogle検索するよというふうに言われました。担い手育成センターの方のホームページを私も見たのですが、大変素晴らしいホームページだと思いました。こういうセンターの方がアウトリーチ活動として、小学校から大学まで学部関係なく多くの学生と接点を持ったら良いのではないかと思いました。
- もう一つ、先ほどもおっしゃられたカロリーベースで45%、生産ベース75%の目標値が掲げられています。これは、目標達成には至っていないということは、多分これまでの経過があると思うのですが、出来ていない原因は何かというのを分析できているのでしょうか。また、何年もこの継続して出来ていないという状況があるんですけども、さらに高い目標数値を今後の人口減少社会の中でどのように達成していくロードマップを持っていらっしゃるのでしょうか。以上です。お願いいたします。

(近藤会長)

- ありがとうございます。次に、菊入委員お願いいたします。

(菊入委員)

- 私、北海道農業会議の菊入でございます。農業委員会の代表として、この道の方針についてということですが、農業委員会の立場として国は、農地の集積率で80%と言いつつしていますが、それに対して、北海道は対策を進めて、中間管理事業などいろいろとやっておりますが、既に90%以上の集積率ということで、尚かつ、専業家が進んでいる。しかも、生産面積を多くなっておりますので、その中でそういう

ふうになっている北海道の農業者、一部では対応されていると思いますが、中々苦しい経営をされているということです。

- ですから、国が求めている政策に沿って北海道は、それなりに進んできていると思うのですが、現場の中では、お金の面に関して、経営という面では中々うまくいっていない。尚かつ、この何年間のような不測の事態の経費がどんどん上がって、肥料、農薬、燃料、その他の経費が上がっていないことによって、経営が苦しくなっていてリタイアしている人が、今結構多いです。
- 特に水田農業、それから、酪農畜産の部分では、多く離農者が出ているというふう聞いておりますので、そここのところをお金の事に関して、北海道は、今後の食料安全保障と絡めて現場に農家がいなくなってしまうと何を作ってくれといってもできないわけですから、そここのところをどういうふう考えていくのか。
- この国が出された12月27日の方向性の中でも、価格形成ということはありますけれども、具体的な価格形成をどうするのか、需給のバランスが取れたら価格は上がらないと思うので、この辺はちょっとおかしいのではないかというふうな部分があるので、北海道としては、その経営というものにきっちり国に対して、これから、もっと切り込んでいただきたいなということを書いて、私の意見として、よろしくお願ひしたいと思います。

(近藤会長)

- ありがとうございます。鈴木委員お願いします。

(鈴木委員)

- 鈴木です。「食料・農業・農村基本法」に関しましては、実際に農業技術は随分と上がっていて、農薬ですとか、普及センターの指導など収量はかなり上がっているように感じます。
- ただ、コロナがちょっと明けてきたのかなとは思いますが、去年は、収入は良かったのですが、支出の部分がかんどもないことになりまして、担い手も居るのですが、うちは8人家族でありまして、信じられないほどの家計費の部分の支出が多く、収入も上がって、一昨年よりも頑張っていて働いていたはずなのに、最終的な収益は何故かダメだったようで、その要因はどこなのか、ちょっと見つけられないような厳しいところがあるなと思っています。
- 中間点検の方の21ページで、担い手への農地の集積ですとか、人農地プランの策定のことにしても、おかけ様で、地域で草刈りをしたりですとか、災害の後の見回りをしたり、大雨後、皆で掃除をしたりということと、こんなことをしながら顔を合わせる機会ができたものですから、地域の農家の男性3人ほどがドローンの免許を取りまして、町と道の補助金を受けて防除用ドローンを1台購入することができました。その辺のことも感謝申し上げます。
- 私は同じ女性指導農業士という立場のことで、24頁の指導農業者の女性の割合ですが、これは私がこの審議委員になってからもずっと言われていることで、3割が今回25%になったと思ったんですけども、実際に女性で友人が推薦されそうだと書いていても最終的に農協がうんと言ってくれなかったですとか、夫の経営で女性が推薦されるというのは、指導農業士の経営状態を全部出さなきゃならないので、経営状態が悪い人が指導できるかっていうと、確かにそれは厳しいところはあるとは思いますが。ただ、男性が経営しているのと女性が女性として、後輩を指導するですとか、いいメンターになれるかっていうのは別問題だと思うんですね。実際うちも去年そんなような経営状態ではありましたが、私は、指導農業士として、これから新たに担ってくれる若い女性への指導農業士を応援していきたいとも思いますし、そういうところに入ることによって、女性もすごく勉強することは増えると思います。ただ、最終的に推薦する方は、市町村だと聞いてい

るので、そういうところをもうちょっと徹底していただけると、女性のハードルは少し下がるのかな。めちゃめちゃハードルを下げてまで指導農業士になる必要はないと思うのですが、人数だけ増やしてももちろんよくはないですが、そうじゃなくても当たり前前の女性がなかなか上がれない現状も見ているので、その辺をちょっと考えていただきたいなと思います。私からは以上です。

(近藤会長)

- では、ここで道側からいただきたいと思いますが、岩井委員の質問はちょっと多いので、取捨選択させていただきます。よろしいですか。

(岩井委員)

- はい。

(近藤会長)

- 国に聞くべき質問もあろうかと思っておりますので、道の立場として、基本法の見直し、方向性として関連する部分について、お答えいただければと思います。よろしくをお願いします。

(山口農政部次長)

- 農政部の山口です。私の方から、基本法に関係する部分をお答えさせていただき、それぞれ個別の課題について、担当の局長からコメントさせていただきたいと思っております。
- 3名の方から基本法に絡み、まず、岩井委員からの25年前に現在の「食料・農業・農村基本法」が制定され、今回、何を改正目的としているかというのは、国では、今回、改正に至った時に大きく6つ位、この25年間で大きく変わったとしている。
- 例えば、異常気象による食料生産の不安定化であったり、感染症の発生であったり、国境措置が劣化をし、国内需給の限界も見えてきた、或いは、北海道ではないと私は思っていますけれども、国内の生産の脆弱性であったり、環境意識から持続可能な農業への移行などの背景を踏まえ、食料安全保障のリスクが顕在化してきたということで、年末に改正の方向性を出したと思っております。
- 基本法の改正の方向性は、3つの柱になっています。1番は食料の安全保障の抜本的な強化、2つ目として、環境の調和と産業への転換、3つ目として、人口減少下における生産水準の維持発展と地域コミュニティの維持、この3つの観点から今回の法案化がなされて、これから国会に提出される状況でございます。
- 北海道としては、今後、法案ができた後に、国が「食料・農業・農村基本計画」という具体的な政策についての計画を作っていきますので、そういったところにおいていただいた意見などをしっかり反映させていきたいと思っております。
- 北海道にある「人」、「農地」、「技術」といった潜在力を十分に発揮して、生産力と競争力を高め、食料供給地域と位置づけられている北海道としてしっかり応えていくことで、食料の安全保障に貢献をしていくというのが基本的な考え方でございます。
- そういう中で、国の方で色々と検討がされており、例えば、不測時における検討の資料も御覧になられたと言うことで、それらについても、具体的なことはこれから、法制化なり審議でされていくことになるかと聞いております。ただ、国から出されるものは、急に食料供給が悪化していくものではなく、最初は要請から始まり、平時との比較で、概ね2割以上1人当たりの食料供給の熱量が1日当たり1900kcalを下回る場合を目安とすると聞いております。
- これは、米の場合、平成の米騒動の水準などを参考にしているとのことでもあります。

(菊入委員)

- ・散々検討してきて、国会の中でも、それなりにやっていると聞いておりますが、紙が出てくるときには、紙面に使われている量が非常に少ないなというふうに思っていますので、如何に北海道の農業者が頑張ろうと、お金にならなければ生産者はどんどん減っていくという現実を国としては、どのように見ているのか。
- ・北海道もこのまま行けば、食料自給率200何10%というのはどんどん減っていくような事態になった時に、そのまま放っておけないと思いますので、そのところもうちょっと具体的なものをなんとか国の方に売り込んでいってほしいと思っています。
- ・私、先日、東京で朝食を食べましたが、24時間営業の店で390円の朝食が食える。この原価はどのようにになっているのかと考えた時に、今、このペットボトルのお茶が170円として、一般自動販売機では150円ですよ。どうやっても20円高いですけど、おいしいですよ。そういう部分を考えて時に、この今の価格形成の仕組みというのは、北海道は本当に不利じゃないかなというふうに思っていますので、是非、そのところをこれからも、消費者も含め道民全体で進めていってほしいと思っています。よろしくお願ひしたい。

(山口農政部次長)

- ・ありがとうございます。道としても、先ほどあった適正な価格形成の仕組みづくりも含めて農産物への国民の理解情勢、本道農業の理解をしてもらうという活動を続けながら、しっかり国に提案していきたいと思っております。

(菊入委員)

- ・というのは、経営がしっかりしないと農地の継続は無理なので、そのところをよろしくお願ひしたい。

(山口農政部次長)

- ・はい。それから、いただいた意見の中で、例えば、輸入肥料の関係、それからカーボンプレジットの関係は、食の安全推進局長の野口から説明お願ひしたい。それから農福連携については、小原農業経営局長の方からと、スマート農業やドローン、女性指導農業士の関係は、山野寺技術支援担当局長からの順に説明させていただきます。

(野口食の安全推進局長)

- ・食の安全推進局長の野口です。よろしくお願ひします。私から、環境保全型農業について、何点かお話させていただきたいと思ひます。
- ・まず、化学農薬、化学肥料の削減は、食料の安全保障上や農業の持続性、また、経営面からも非常に大切に、資料の2の2にもありますが、道では、平成3年からクリーン農業に取り組んでいて、肥料、農薬は、当時と比べると両方とも4割以上削減されてきているという実態にあります。
- ・今後とも化学農薬とか肥料をどうやって下げるかという考え方としては、効率性を高めたり代替技術を開発というアプローチの仕方があります。
- ・例えば、除草ロボットを使って農薬を減らしたりとか、基本技術として、土壌分析をして作物毎に必要な最小限の施肥をするだとか、そういったことで、全体的に下がっていくものだと思ひしております。
- ・海外から肥料の輸入量を減らすためには、国産の有機質肥料を代替していくことが大きな課題で、北海道でいうと、家畜由来の堆肥などがあります。また、色々な意見が分かれるところですけども、国は、下水汚泥ですとか、そういったものもあ

ります。ただ、有機質資源を使う時には、いろいろリスクが伴ったりしますので、その辺の知見を深つつ、リスクコミュニケーションを図りながら関係者全員が合意して、活用を進めていくことが、今後重要になるのではないかと思います。

- あと、カーボンクレジットについてですが、農業って元々環境に負荷を与えてしまうので、その負荷を軽減するのと、農業が温室効果ガスの吸収に貢献する、この2つ、排出を抑制するのと吸収するというのを進めていくのが、施策の柱になっています。その中で、例えば、農地にバイオ炭を入れると、温室効果ガスが土に入ることになりません。カーボンクレジット市場というのは、そういった吸収した分を売り買いする市場であり、温室効果の吸収を促進していこうと趣旨ですが、今、メニューはバイオ炭ですとか、家畜の餌を変えるですとか、まだまだメニューが少ないんですね。まだ、水田の中干しとか、そういった今ある売り買いできるメニューを、より多くの生産者の皆さまに活用していただきつつ、新しいメニューも増やしていくことが、必要になってくると思います。
- いずれにせよ、まだ始まったばかりですので、この辺は長い時間をかけて市場を拡大していくということが、必要になると思います。以上です。

(小原農業経営局長)

- 農業経営局長の小原でございます。私の方から農福連携に関しましてお答えさせていただきます。
- 農福連携を進めていくに当たっては、今おっしゃった通り農業側から見れば障がい者の方々、人それぞれでしょうけれども、どこまでどういったことが出来るのか、また逆に、福祉側から見れば、農業にどういった仕事があるのか、そういったことについて、お互いの認識・理解が十分ではないというところが、農福連携を進める上で課題の1つではないかというふうに考えております。
- そのために、我々としては、農業と福祉を繋ぐ障がい者の障がいの状況や、農業現場の状況に応じてアドバイスをを行う、そうした農業側と福祉側の間をつなぐ人材を、今、育成をしていくことが必要だろうということで、今年度から研修会を開催し、研修修了者を順次現場に派遣して、間を繋いでいってもらう取組をやっているところでございます。
- また、その福祉側から詐取ではないかということについては、そうならないように、受け入れ側が、就労雇用条件の整備ですとか、管理、そういったことに対して、きちんと意識を持ってもらうことの普及啓発と労務を行っているところでございます。
- 引き続き、農福連携の取組を進めていきたいと考えております。

(山野寺技術支援担当局長)

- 山野寺です。岩井委員のスマート農業の関連ですが、ドローンはオペレーターがいれば大丈夫ではないかとの御質問ですが、先ほど、鈴木委員からもあったとおり、農家の方が自ら講習を受けてドローンを購入し、作業をするということもありますし、専門のドローンを扱う会社の方に肥料散布などをお願いする場合もあります。
- 例えば、収穫作業も自分で自動操舵のトラクターを使って収穫したり、或いは、コントラクターをお願いしたり、地域や経営形態や規模によって、色々なやり方があり、その中で効率的に農業が進められていくと考えております。
- それから同じく岩井委員の方から新規就農の関連で担い手育成センターの方で、ホームページで広く周知を図ってより多くの方々に知らせることが必要ではないかという御意見、全くそのとおりでございます。子供から大人まで男性女性、色々な方にアプローチしながら少しでも新規就農の希望があれば相談などやって行けたらと思っております。御意見ありがとうございます。

- ・私から最後に、鈴木委員から指導農業士の女性の割合の関係ですが、御承知のとおり一番の大きなところは、農村において男女の役割が固定的な意識がまだまだ残っているというところかと思っております。先般も、全道各地から指導農業士の皆さんに集まっていただけの会議の中で、どうしたらこうした問題が解消できるのかということも2時間、意見交換させていただいたり、道の研修の中で、女性農業セミナーとして、意識を高めていただくためのセミナーを実施し、参加者の条件として、旦那さんも必ず来てください。セットで受けてくださいというセミナーを実施し、感想を聞くと、「目からうろこ」とかというようなお話もいただいたりして、こんな取組も必要と、また、JAや関係機関団体と、それぞれ女性の活躍をしていくために、いろんな目標を持っていますので、どういうところに問題があって、どういうふうに進めていったらいいのかという情報共有などを持つ会議も開催。鈴木委員おっしゃる通り、推薦のあり方などの徹底ということで、それぞれの地域で意識を変えていただきながら、あるいは、地域の事例を共有しながら進めていきたいなと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

(近藤会長)

- ・ありがとうございます。次に、園田委員、田作委員、坪江委員お願ひします。

(園田副会長)

- ・酪農学園大学の園田と申します。よろしくお願ひいたします。
- ・今回、この中間点検というのを拝見しまして、まず感じたことなんですけども、数値目標に対して、現状評価っていうのはしっかりされていて、的確な課題抽出と、それを踏まえた考察ということが示されていると思います。引き続き目指す姿というものの実現に向けて取組を続けていただきたいというふうに思います。
- ・意見は2つございまして、1点は、今日、御紹介はされなかったんですけども、各振興局の取組の中で、オホーツクの方から上がっていた課題として、新規就農者のニーズに応じるため、多様な農業経済の提案を上げているということです。私、比較的現場に出ている方だと思うんですけども、新規就業者の希望者がいて、その方から就農計画が出され、ただ、小さな就農計画で、規模が小さかったということで、それは認められなかったというようなお話をちょっと聞きました。ただ、新規就農者から見れば、やっぱり小規模から入るっていうのはリスク回避にもなるものですから、そういったことについても、御検討いただければと、第6期の振興計画を策定した際に、有機農業ということで30アールの経営指標が示されていたと思います。それでも所得は350万円で、売上が500万円というようなことが示されていたもので、有機農業だけであっても小規模農業で成功している事例は結構あるかと思うんです。そういったものを集めて情報共有化して、多様な人材を確保していただきたいということが1つ意見です。
- ・でもう1点はですね、今回、めざす姿の中間点検の中で、非常に多くの技術開発がされていて、これから期待が持てると思うのですが、そういうことに最前線で、こういったことを進めていくのが農業改良普及指導員だと思うんですけども、実は、私も農業改良普及指導員をやっていたことがあるので、現場を見ると、やはりかなり多様な仕事をしなきゃいけない。これがこれまで以上に6次化もそうですけど、スマート農業が入ってきてということで、優秀な人材が求められるということは間違いありません。ただ、残念ながら採用予定者数に対して採用者数が少ないということがあるので、これについてもやはり計画の着実な進行を考えると、人材確保をなお一層強めていただきたいというところが私の意見です。以上です。

(近藤委員)

- ・ありがとうございます。田作委員よろしくお願ひします。

(田作委員)

- ・全般的に素人の私でも内容がわかりやすく、また、説明も良かったと思います。
- ・その中でいくつかあるのですが、まず、資料2の1、国の見直しの状況についてですが、食料安全保障の抜本的な強化の⑥「円滑な食品アクセスに関する新たな位置付け」がございませう。食品を私たちが口にするまでの間に物流というものがありまして、加えて、2024年問題もございませうので、この辺は、農水省だけでは難しい課題だとは思いますが、関連事項とリンクさせながら進めていただけるよう、農政部さんへのお願いでした。
- ・次に、カロリーベースの自給率についてですが、人口が減少して、かつ、カロリーベースの低い食べ物を多く作るようになると自給率がアップしていくということもあると思うので、自給率以外の適当な指標はないんでしょうか。生産量もこうして金額も出ているのですが、カロリーベースに踊らされるとあまりいいことが起きない予感もするるので、ちょっと疑問に思ったことです。
- ・これが最後になるのですが、この資料2の1の人口減少下における云々という中に、農業経営者の問題が入ってくるんですが、実は農業っていうのは、私も義理の父が農家をやっていたんで分かるのですが、家族だけでは厳しくなるときもあって、その時、義理の父は、親戚に手助けを頼んだのですが、規模が大きい法人などは、海外からの研修生に頼るなど、労働力を補完するということはあるんだろうと思いますが、そこに関する文言がどこにもないので、道としては、その辺をどうお考えでしょうか。以上です。

(近藤会長)

- ・ありがとうございます。坪江委員よろしくお願ひします。

(坪江委員)

- ・ちょっと細かくなってしまうかなと思うんですが、教えていただきたいのが、資料3の1の14ページで、てん菜の生産を減らすことが決定されたとの説明でしたが、砂糖の量といいますか、影響があるとしたらどのくらいになるのかお聞きしたかったです。やっぱり甘味は、砂糖で取りたいと思うので、それが他の添加物に変わるといふことになると、如何なものかと思ったので、教えてください。
- ・あとはですね、環境に配慮した取組ということで、色々推進されているのは分かったのですが、酪農と肉用牛とかですね、農業の方は、減農薬から有機農業までやはり色々表示があるんですけども、アニマルウェルフェアに取り組まれている生産者さんもいらっしゃると思ひます。認証までは取っていないけれどもそれに近い生産者さんっていらっしゃると思ひます。どこかそういうものが明記されているとちょっとうれしいといふか、そういう生産方法になっていることがメリットになればいいかなと思ひたので、お願いさせていただけました。私からは以上になります。

(近藤会長)

- ・ありがとうございます。何か道の方からございましたらお願ひします。

(山口農政部次長)

- ・大体順番通りに答えさせていただきます。
- ・まず、私からですが、自給率については、カロリーベース以外にも販売金額ベースもあり、飼料自給率などもあります。また、道の第6期計画の中では、すべての色々な取組の結果として表れてくる、農業産出額というものもあります。
- ・国は、食料自給率などに加えて新たな指標についても、検討されるようですので、そういったものも見ながら、道としても、令和7年度に、第7期の道の振興推進計

画の策定作業を進めますので、参考にさせてもらいたいと思います。

- ・新規就農者関係・技術普及関係については、山野寺技術支援担当局長から、それから物流関係は、基本法の改正に合わせて関連法案の改正も準備されているようですが、道の考え方については、野口食の安全推進局長から、労働力確保の関連は、小原農業経営局長から、また、てん菜、畜産に関しては、牧野生産振興局長から答えさせていただきます。

(山野寺技術支援担当局長)

- ・山野寺です。私の方からは園田委員からの新規就農者の確保にあたって、小規模経営で進めていくことについてですが、おっしゃるとおり新規就農に当たって過剰な投資をしないで小さなところからスタートして、経営を軌道に乗せていくというのはとても有効な取組だと考えており、実際に、園芸作物などでは、規模も大きくなくて、お金をかけなくてもうまくやっている事例もたくさんあり、そういう事例を市町村や農協から聞いて事例集を作ったり、ホームページを活用するなど、地域の方々に周知していきたいと思っています。
- ・また、担い手育成センターでは、就農相談、普及センターでは、状況に応じたアドバイスなども行っており、引き続き、きめ細やかな対応をしていきたいと思っています。
- ・それから、技術開発および技術普及に当たっての普及指導員の確保の件でございますが、御指摘のとおり、退職される職員に対して、採用が追い付いていないという現状にあります。採用試験に関しましては、これまでは職務に必要な専門的な知識を問う試験を中心にやっていたんですが、それに加えて、今年からは、筆記試験ではなく面接だけで採用を決める「専門試験口述型」を設けて、受験しやすい環境を作っております。それから大学などで現職の普及指導員によるセミナーをやったり、現場の普及センターにインターシップとしての受け入れなどを積極的にやっっていこうと思っています。私からは以上です。

(野口食の安全推進局長)

- ・田作委員がおっしゃったとおり物流の世界もドライバー不足が大きな問題になっています。トラックドライバーの労働時間が全産業平均より長いとか、年間の所得が平均より低いなど、構造的に厳しい業界であります。加えて、働き方改革ということで、1日当たりの拘束時間も短くなります。また、船舶輸送での港湾労働者も不足しているとか、エッセンシャルワーカーの方が本当に足りなくなっているのは大きな問題だと認識しています。また、解決するためには、道路とか港湾などの基盤整備にしっかり取り組むということもありますし、働きやすい環境の整備、トラックドライバーが安定した生活ができるような運賃設定にする必要があります。更に、ドライバーさんの荷待ちの短縮や荷物の積み込み時間の削減なども考える必要があって、パレット化を進めるとか、総合的な取組が必要になっています。
- ・農水省だけではなく、国交省など関連する省庁との連携が必要でありますし、庁内的にも関係部と連携して取組を進めて参りたいと思っています。

(小原農業経営局長)

- ・私の方からは労働力確保について、答えさせていただきます。
- ・こちらの国の資料には、はっきりとは書いてありませんが、我々の資料2の2を見ていただくと、真ん中にイメージを示してありますが、人口が減少していく中であって、担い手やその担い手を支える人材をしっかりと確保していくということが重要であると考えております。我々としては、その労働力確保のために、働きやすい環境作りに努めたいと思っていますし、地域の中にいらっしゃる潜在的な

人材の掘り起こしですとか、また、1日だけの農業バイトのマッチングアプリというのもありますので、そういったものの普及啓発ですとか、さらには、外国人材の活用とか、農福連携ですとか、様々な側面から、人材の確保に繋げていきたいと考えております。

- また、昨日のことになりますが、道のホームページに、「農業の人材確保お助け情報サイト」を新たに立ち上げて、人材確保に向けた取組について、農業者の方々の参考となるよう掲載しておりますので、広く活用していただければと考えています。

(牧野生産振興局長)

- 生産振興局長の牧野と申します。坪江委員から質問のありましたてん菜についてであります。国は、令和4年12月に令和8年産に向け、作付面積5万5千haから5万haに、産糖量は64万トンから55万トンまで段階的に削減することを決定しております。
- 砂糖の消費量というのは、毎年2万トンずつ減っていることもあって、てん菜の作付面積は急激に減少していますが、本道においては、畑作地帯での輪作作物としても、また、地域において稼働しているビート工場を御覧になっても分かる通り、地域の基幹産業としても非常に重要な作物ですので、多方面からの省力化を進めるなどしながら作付面積の確保に努めてまいります。
- また、アニマルウェルフェアについては、重要な考え方だと思いますので、次期酪肉近計画を検討する際には、そういった側面からも検討する必要があると考えています。以上であります

(山口農政部次長)

- 説明にありました酪肉近というのは、「北海道酪農肉用牛生産近代化計画」という、北海道が策定する計画のことでありまして、都道府県に先立って、まず国が基本方針を作ることになっているもののことであります。

(仲沢委員)

- 仲沢と申します。よろしくお願ひいたします。
- 「食料・農業・農村基本法」の見直しのところはとても分かりやすく良いと思います。
- 資料2の1の5の適正な価格ですが、良い食品は安全安心なものであれば多少高くても付加価値が付いて消費者は購入すると思います。
- 資料2の2で、今後の取組については、北海道の農畜産物は安全安心な物が多いので、国内で多く消費をして、余剰分を輸出する方向だといいなと思いましたが、また、不安な外国産はあまり輸入しないことを希望します。中々難しいと思うんですけども、消費者が安い物を希望されるのであれば別ですけども、できるだけ外国産でも、安全な物があると思います。そういう物を輸入していただいたらと、あと、国内の安全な食品を買うことができない。また、販売していなくて、外国にばかりに行くのであればそれもまた困るなと思いましたが。
- 輸入が多い小麦、大豆は、増産していただいて、できるだけ消費者は、ラベルの中身の生産国を見ながら買い物をするので、国産地産を選んでいるので、是非、お願いしたいと思ひます。
- 第6期の中点検のところでは、地球温暖化により夏の高温多湿により作物が大変ダメージを受けています。今後対応できるような作物の品種改良が必要になると思ひますが、展開の方向にも盛り込まれておりますので、今後の課題になるかと思ひます。
- また、その影響により稲作は、北海道米は本州よりもとてもおいしい米が採れる

ようになってきています。消費が減っていると言いますが、最近の子どもたちは小麦アレルギーの子がとても多くなってきているので、米粉で代用するとか、その活用するために、増産をするとういかなと思いましたが、

- ・今後の展開の方向にあるブランド力の向上に消費拡大の取組の推進や技術開発の状況はとっても重要であると思いましたが、今までの取組も技術開発も良い内容になっていると思います。
- ・最近ですが、温暖化でサツマイモが採れるようになっていたりしているので、今後増えていくのではないかと思います。
- ・長芋は品種改良されたのか、こぶが出なくなってまっすぐの長芋が採れるようになったと言いますが、私たちが買って見ると前のより粘りが少なく、とても水っぽくなったと思うので、それは今後、技術開発して、良い商品にしていきたいと思います。
- ・物価高騰により燃料費が膨大に膨らんでいるので、てん菜などが直接、今までハウスで作っていた人が、お金が掛かると言うことで、直播に変えることが多くなりました。そうすることによって、収量は減ってくると思うんですけども、コストは削減されるので、今後、どちらを取るかになるのかなと思います。
- ・今年度は、褐斑病とかビートの糖度がとっても少なかったもので、高温のためだと思います。将来安定収量の確保のためにも、物価高騰対策に国や道からの補助等がもっとあることも大切だなと思いましたが。
- ・鳥インフルエンザの侵入により卵の価格がすごく高騰して、3倍ぐらいになりました。
- ・病気に掛らないような良い薬の開発。また、殺処分の他に何か良い方法がないものかと思いましたが。
- ・担い手の育成、Yes!clean農産物の消費拡大や食育の推進、子供たちや若い人に食の大切さのPRも今後も継続してもらいたいと思います。以上です。

(近藤会長)

- ・ありがとうございます。浜田委員お願いします。

(浜田委員)

- ・浜田です。事前にいただいた資料を含めて、今日の説明で十分理解をしました。進むべき方向性等を含めて、これからも淡々と努力していただければ非常にありがたいなと思っています。
- ・この計画とは、外れるんですが、最近ちょっと気になることがありまして、先ほど委員の方からもありましたけど、所得に関して、気になっています。去年の今頃も、色々なことがあって、色々な不安材料があって、色々な方々と会話をしてきたのですが、中々その不安材料が継続しているということもあって、本当にこの経営をしていく立場において、所得っていうのをここ最近、言葉がきつくなってきている印象があります。是非、今後の政策展開の中で目標達成でも、十分理解をしますけども、是非、その辺を底上げできるようなことにつきましても意識をしていただければありがたいと思っています。
- ・その上で、北海道に対しても、お話ししましたが、我々基礎自治体にとってもやっぱり責任ある立場だと思っていますので、我々は我々できる範囲で、これからも出口対策を含めて、それからマイナスって言われる鳥獣害駆除だとか、そういったものは、協力していきたいと思っています。
- ・それともう1点、今回の中で北海道の農政部だけの問題では無いと思います。全庁的なこともあるし、それから我々基礎自治体とのやり取りもあると思うし、それから北海道中心にして、関係する各団体とも色々あるかと想像しました。
- ・国に対しては、当然、意見をしていただくのも当たり前のことと思っています。

で、オール北海道という意味では是非、北海道庁が中心になってそれぞれの課題、農政部以外も含めて、我々基礎自治体も一緒になって努力をしていければ、そういう体制を作っていければ、今も当然なっていると思うんですけども、こういう危機的な状況のときには一緒になってやった方が、改めて我々も非常に助かるなっという思いで皆さんの意見を聞かせていただきました。私からは以上であります。

(近藤会長)

- ・ありがとうございます。本間委員お願いします。

(本間委員)

- ・土地連の本間です。よろしくお願い致します。
- ・私からは、1点だけ発言させていただきます。
- ・今回の第6期推進計画は、令和3年から7年の5カ年間の計画で、令和4年度に水田活用の直接支払交付金の見直しが行われ、道内においても水田の畑地化が進んでいる状況だと思えます。令和8年度までに畑地化を検討している農業者の方もいらっしゃると思います。水田地帯におきまして、畑地化したほ場が点在していくと、農地の集積にも影響し、さらには、畑地化した水田の経営者、耕作者が変わっても水活交付金の対象水田に戻すことができない。こういったことから、農地の流動化にも影響すると懸念されます。
- ・更には、今後の用水路等の施設の整備保全、維持管理についても、心配する声が多く上がっています。これらの課題につきましても、今すぐという対応ではありませんが、北海道の水田農業における中長期的な課題として、是非、位置づけをお願いします。以上です。

(近藤会長)

- ・はい、ありがとうございます。
- ・欠席しておられます太田委員から、御意見がございましたので、事務局から紹介をお願いします。

(事務局)

- ・欠席されている太田委員から意見をもらっていますので、私の方から御報告させていただきます。
- ・報告意見として、2点であります。新規就業者についてでありますけども、道外からの労働移動に促進する施策も必要と考えます。例えばA Iや少子高齢化による産業構造の変化やそれに伴う労働力需要の変化を捉まえ、道外からの円滑な労働移動を可能にする農業希望者へのリカレント・リスキング教育制度の拡充などの施策と普及、告知を率先し北海道農業の魅力を伝えながら地域就農者を確保、推進してはどうかということが1点です。
- ・それと、需要高付加価値についてであります。食品作業における商品の高付加価値化や地域内独自産業化は、その農産物周辺の企業が健全な経営であった上で、発展していくと考えます。まずは、健全化促進のために、国外需要を拡大することを試行しては如何か。特に輸出やインバウンドなど、海外事業拡大の側面から見るとハサップ、ハラール、コーシャなど、世界標準を満たす農産物及び加工であることを普及し、まずは、道産農産物を食べてもらうことで、ブランドを感じてもらうような取組を推進してはどうかということです。
- ・いずれにせよ、今回の結果を踏まえ、遅延が確認された事項について、計画達成に向けた施策の立案、実行により多様な担い手と人材が輝く力強い農業農村の確立をしっかりとお願いしたいという意見です。以上です。

(近藤会長)

- ありがとうございます。何かございましたらお願いします。

(山口農政部次長)

- 御意見ありがとうございます。ちょっと多岐に渡りますので、私の方からお答えし、このほかは担当の局長からコメントしたいと思います。
- 仲沢委員の御意見にありました高温多湿といった技術的な関係など色々ございます。その辺りについては、山野寺技術支援担当局長と農研本部の古原本部長から、それから、後段の物価高騰対策などについては、国の対策に合わせて道による対策をこの1年半ぐらい措置しています。
- 酪農支援であったり、肥料への助成、それから消費拡大、燃油高騰等の対策といったことで、道としても措置しております。
- それから、鳥インフルエンザ関係もあったかと思いますが、こういうウイルスに対して、一般的にはワクチンということがよく議論になります。ワクチンは、あくまで発症予防で、感染しないわけではないので、感染は防げない中で、逆に症状を示さないということで、水面下で広まっていく、そういうリスクがある。
- 拡大をしていく、発生農場がどんどん蔓延していくという懸念があり、国際的にも、日本も勿論そうですけど、殺処分が基本的なルールになっているところでございます。
- 今、フランスでワクチンを試験的に接種されている報道等がございます。日本としては、フランスからの輸入を止める措置をして、推移を見ているというのが実際のところでございます。
- 殺処分以外にと言いますと、希少動物の猛禽類等のオジロワシやオオワシ、シマフクロに対しては、人間と同じような治療を行っていますが、経済動物というか、産業動物に人間と同じような治療を行うのは、現実的ではないということをおし上げておきます。
- 担い手の育成やYes!cleanの消費拡大については、我々も食の大切さをしっかりPRして行きたいと思っております。
- それから、浜田委員からの御質問がありました、生産者の所得確保について、それがあって、経営が継続される、農業生産にも繋がるというところ、事実でございます。北海道が食料供給地域としての役割を果たしていくためには、再生産が絶対できなければならない。そういう意味では、生産コストを適正に反映してもらわなければならないということは、本当に同じ御意見でございます。
- 今、国で検討が行われている価格形成協議会では、生産者以外の製造業者や小売業者などの認識に乖離があるということで、結果的に今回の法制化のスケジュール中に入ってきてないんですね。それは見通すことが難しいということではあるんですけども、やはり価格形成は、フードシステムというか、食料システム全体の中で、持続可能な形でなければならないということで、消費者の理解を前提にしながら、道としてもやれることをしっかりやっていきたい。例えば、この「コンファ」といった雑誌などで、理解醸成につながることや、来年度に向けてはなるかと思っておりますけれども、若者と連携をして本道農業のPRとか、そういったことも、検討しているところです。
- 本間委員からございました水田活用の交付金の見直しに関する部分、畑地化の関係、そういった部分は、生産振興局長、それから、活性化支援担当局長、農村振興局長なり、皆さんの必要に応じて、それから、太田委員から事前に頂いた質問、新規就農者関係については、技術支援担当局長から、高付加価値化についての部分は、食の安全推進局長からそれぞれコメントしていきたいと思っております。

(山野寺技術支援担当局長)

- ・山野寺です。それでは先に太田委員からの新規就農者について、お話をさせていただきますが、新規指導者の確保は極めて重要ということで、これまで担い手育成センターでの相談とか斡旋、普及センターによる指導を行ってまいりました。委員の方からリカレント・リスキング教育の充実というような御提案がありました。道庁としてどう取り組んでいるかというところを若干お話させていただきますが、道では、農業大学校で就農を目指す学生の実践教育をやっておりますが、それ以外にも農業従事者でありますとか、農協や市町村の関係機関の職員を対象とした経営の育成研修だとか、農業機械の研修を開催しており、いわゆる「職業専門教育機関」の役割も農業大学で果たしているところでございます。
- ・それから、道総研の花野菜技術センターにおいても、花や野菜の生産技術の専門的な研修を行っているところでございます。更に、市町村や農業団体でも、こういった研修を行われておりまして、国の事業を活用しながら、道として、支援を行っていますので、道としては、こういった取組を進めながら担い手の育成・確保、新規就農者の確保などに取り組んでまいりたいと思っております。
- ・順番が逆になりましたが、仲沢委員の方からの温暖化の対応についてお話しさせていただきますのですが、皆さん御承知のとおり、去年の春以降、平年を上回る高い気温が続きまして、特に夏場は猛暑で農作物にどのような影響が出たかということでは、白未熟米となっていますし、てん菜の褐斑病の発生、野菜類も変形したり、生育不良になりました。
- ・家畜も食欲が無くなったり、熱中症で、色々な被害が出ています。このため、道では、この猛暑による農作物の影響を解析しながら、先月、1月17日に関係機関・団体と、試験研究機関の方々と、「地球温暖化に対応する技術開発・普及に関する検討会」を開催しまして、農作物への影響の情報共有や、今後の対応について、意見交換を行ってまいりました。これからの対応としては、短期的にすぐできることといたしましては、既存で活用できる技術、例えば、お米ですと水をかけ流して、高温に備えるとか、そんな技術はすでにありますので、そこは普及センターを通じて随時、指導して行きたい。
- ・また、色々な講習会を開催し、そこでも、農家さんに届けていきたいというふうに思っております。
- ・長期的には、新しい知見や気温が高い府県での事例などを収集しながら、実際に北海道で当てはまるかどうかといった検証もし、普及に繋げていきたい。
- ・それから、高温に強い品種の開発については、道総研の農業試験場などと連携し、取り組んでいきたいと思っております。今日は道総研の古原本部長がいますので、品種開発のところ補足でお願いします。

(古原農業研究本部長)

- ・道総研の古原です。よろしく申し上げます。
- ・農研本部では、既に、2018年に水稲ですと耐暑性の強いものと府県の品種と道内品種との交配を進めております。その品質の結果については、これから精査する部分がありますが、やはり今の現行の道内品種よりは品質は良かったというふうに言えるかなと思います。
- ・もう1つ、基本的には、今回の高温障害、気象災害っていう言い方になるかと思うんですけども、特に昨年8月が高温だった、私が勤務している長沼町については、8月の平均気温が25度ということで、多分初めてのことです。
- ・平年では、21.7度とか22度ということなんですけど、品種開発していく上で、いつの時期が1番暑いのかっていうのが重要になってきます。その大事な時期に耐えうるものを作っていくというのが1つの考え方です。
- ・もう1つは、いつ暑いのが来るのかというのが予測できない。そうするとある程

度リスク分散という考え方で、品種構成を考えていかなければというふうに思っています。

- この2つの開発に向けての戦略については、北海道が行ってきた冷害の研究、これと全く考え方が一緒で、ポイントとしては、作物生理に基づいて強くして行くものと合わせて、リスクをどうやって分散して行くんだという2本立てで進めることについては、積極的に進めていく考えでおります。

(鹿野活性化支援担当局長)

- 活性化支援担当局長の鹿野でございます。よろしく申し上げます。
- 本間委員からの水田地帯における畑地化を促進した場合に、農業水利施設の保全管理に懸念があるというお話だったと思います。
- 現在、畑地化の促進で、地域においては、なるべく支障がないように地域においてお話をされていることかとは思いますが、将来的にはやはり懸念があるということで、考えているところでございます。
- 例えば、水利施設を集約するとか、再編や省エネ化、ICTを活用し水管理の省力化を推進して、施設の維持管理の効率化、低コスト化をしていくということも必要ではないのかと考えております。
- また、畑地化とは別に地域においては、農業従事者が減少しておりまして、共同活動で今まで行っていた保全管理が非常に難しくなっている現状においては、日本型直接支払いなどを活用していますが、将来的には基本法の見直しの中でも、入っている、農業水利施設の保全にも位置付けられるというふうになっております。
- 将来的には、令和7年にこの件に関して、土地改良法の改正も見据えているということを知っておりますので、今年にはどのような方向で改正になるかというような情報も取りながら道の現状、実際の保全管理の現状などについても、国に対して、意見を申し送りしていきたいと考えております。

(牧野生産振興局長)

- 本間委員の水活の見直しの補足をさせていただきます。
- 今回の中間点検でも、10ページに稲作の主食用米の動きが載っておりますけれども、基準年の30年の時には、主食用米面積が実は、10万haに近い98,309haということでしたが、これが今現在は、82,200haという形で、主食用米、それ以外にも加工用米ですとか飼料用米ですとか、水張りの部分はあるんですけども、この計画を立てた時点で、いわゆる水活の見直しをしていくことを想定していない状況でした。
- 今回、この計画が進んでいる間に水活の見直しの動きが出て、改めて今後、水田地帯で水活をもらっている水田、そうでない水田というところが畑地化を進める中で出てきます。
- 今まで北海道では、オール北海道で御承知のとおり連絡会議という形で、国に対して、意見をぶつけてきましたし、各地域の様々な課題というのを水利施設の話だけではなく、何を作っていくのか、何を振興していかなければならないのかというところも地域のビジョンとして考えていかなければならないというお話をさせていただいております。このことにつきましては、引き続き、地域のビジョン作りも、私どももお手伝いさせていただきながら、また、こういった計画の見直し、国に対しての要請を、地域の新たな作物の導入含めて、お手伝いをさせていただく形の取組を考えておりますので、よろしくお願いたします。

(高崎農村振興局長)

- 本間委員からのお話の中で、保全だとか、色々ありますけど、整備についても、色々あると思うんですけど、基本的に畑地化するところに対してはきちっと地域にもう1回聞き直してですね、プランニングをもう1回考えて、先ほど言った

とおりに、それに対して、基盤整備を対応できるようなQ&Aを作りまして、地域の方に分かるように、どのような方向性で基盤整備をしたらいいとか、畑地化するのであればこういうやり方の基盤整備もありますよとか、そういうお話もさせていただいております。その中で水田の汎用化をしながら今後進んでいくのか、水田を諦めて畑地化をするのであれば、このような形の整備の仕方もありますよということをお話ししながら、短期的に対応しております。中期的には、今後どのような形や地域を整備したら、変わっていくのかということも、お示しをしながら整備も御紹介しながら、進めていきたいと思っています。

- 中々地域の方も畑地化するっていうことで、どのような形の基盤整備をやったらいいのかということも色々御質問もありますので、その辺について、過大な投資とならないよう的確にできるような整備の仕方ということを、これからも普及していきたいと思っています。よろしくお願ひしいたいと思っています。

(野口食の安全推進局長)

- 太田委員の高付加価値化の御意見について、話をさせていただきます。
- 事前に御意見を讀ましていただくと、海外をターゲットとして、マーケティングの発想で商品作りを進めるべきじゃないかと、そうすれば結果として、高付加価値化、6次化が図られるのではないかといいことだったかと思ひます。
- 長期的に国内の市場の縮小が見込まれる中で、海外、輸出の拡大というのは、所得の確保だけではなく、自給のための生産基盤を維持するという意味でも、重要だと思ひます。
- また、アジアの諸国を見ますと、北海道が認知されていることもあって、海外での評価が逆輸入されて、国内でもチャンスが広がることも期待できます。引き続き、関係機関や関係部局と一体となって輸出戦略に基づいて、太田委員からも御意見がありました、ハサップやハラルとかの輸出対応型の施設整備の促進や品目毎のプロモーションなど、輸出拡大に向けて取り組んでまいりたいと思ひます。以上です。

(近藤会長)

- ありがとうございます。他になければまとめの方に入らせていただきたいと思ひます。
- 色々と議論していただきまして、ありがとうございます。皆様の意見を聞かせていただきまして、1つは、農業経営のリスクといひますか、そのインパクトが北海道農業の場合大きいということで、専業農家、主業農家が多いんですね。都府県と違ひまして、北海道の場合、兼業の機会に恵まれないということは、農業の不安定性はダイレクトに所得に響いてくるという特殊性があると思ひます。
- そういう意味では、何かが起こった場合、例えば、気候変動、価格変動（それは投入資材の価格変動、アウトプットの価格変動）などのリスク、或いは、農畜産物の生産数量の割り当てなど全てが所得に直結します。本日は、この点に関連するコメントが多く、やはり深刻な問題かなというふうに思ひます。
- そういう意味では、持続可能な農業経営がなければ、持続的な食料、安定的な食料供給なしということが1つあるのかなというふうに思ひます。
- それで出てきたのが、国でいう食料安全保障の抜本的な強化と言ひていますが、担い手がせつかく技術をマスターして、これからやっいていこうとする担い手がちょっとしたリスクによって、農業からの撤退を余儀なくされるというのであれば、これは、農業人材の育成に投資した資金を全て捨てることになってしまひて、やっぱり大変もったいないということです。したがった、そのセーフティネットをどうしていくかということは、非常に重要だと思ひます。
- 現在、収入保険等いろいろありますが、⑤番の適正な価格形成の促進と消費者の

役割という中で、適正な価格形成が議論されていますが、これは中々難しいという話でした。価格によらず農業経営を支えていく生産手段というのは、適正な価格形成のオルタナティブ（代替案）として、色々な政策手段がありうると思うんですね。その辺のところを総合的に考えていくということが非常に重要じゃないか、価格だけではなくて、色々な財政支援ですとか、色々な直接所得補償、オルタナティブな政策手段の政策効果なり政策遂行の効率性をきちっと分析してみるという価値はあるのではないかなと思います。

- 適正な価格形成ということで、価格を上げることはいいことだと思いますが、上げた場合に何が起こるかという、単純な話、需要がどこかに逃げてしまう。消費者は値上げされた農産物を買わないで安いものに代替してしまう可能性もあります。その場合にせっかく価格を上げたのに、その農産物が売れ残ってしまう、過剰になってしまうということが出てきはしないかというところが1つの問題になってくるのではないかなと思います。
- 要するに、需給均衡というよりも高く価格を設定した場合、価格支持という同じような効果と考えた場合、過剰になってくるという問題をどう考えるのかなというふうに思いました。リスク対応ということで、非常に大きな問題だというふうに思います。
- それから方針ということで、道のA3の資料できれいに整理していただきましたが、わかりやすくいうと何を作るのかということと、どのように作るのかということ、誰のために作るのかということだと思いますよね。何を作るかに関しては、このA3の資料を見ていただいたように、北海道で小麦、大豆、飼料、そういうものを作って行って、国の食料安全保障に寄与する、自給率の向上に寄与するということだろうと思います。ただ、今日出たのは、北海道の特殊性、さっきの兼業に続いて2つ目は、畑作があると言う点です。畑作4品の輪作で、先ほどてん菜の話が出ていたと思いますけれども、この辺の輪作体系との関係を考慮し、どのようにして安定的な畑作を作って行くのかということも重要な問題のように思いました。
- これは、北海道ならではの問題かなというふうに思いました。畑作の輪作作物のバランスをとっていく必要があるのかなと思います。何をどのように作るかという点に関しては、国は青色で示されていますように、「人口減少下における生産水準の維持発展と地域コミュニティの維持」と整理しています。人口減少下ということが書かれています。これは要するにどういうことかといいますと、今後、人口は減っていきますので、いくつかの問題が出てきます。担い手は当然減少していく、それから農産物需要が減少していくという2つの問題です。しかし、ここでは生産水準を維持して、発展させるということがうたわれているわけです。北海道農業においてもそういう意味では人口流出、減少が続くと思うんですけれども、そういう中で、生産水準を保って行って発展させていくにはどうしたらいいのかというところで、ここでうたわれているように、やはり生産性の向上だったり、いろんなことをしなければならぬということがあって、どのように作るかに関しては、北海道農業としては、規模の経済性の追求によって、労働生産性を向上させていくということが不可欠ではないかなと思います。
- それから誰のために作るのかということは、国民、或いは、先ほどから出ている輸出、外国人のためにということになるかなと思います。輸出の波及効果を計算してみますと、食品産業部門に高い割合で付加価値が帰属していく点があるということは、注意しなければいけないかなというふうに思います。ただ、本日議論されましたように生産基盤を維持したり、生産力の担い手を確保していくという意味では、非常に重要なことかなというふうに思います。
- 私は人口減少がちょっと気になっていまして、それは先ほど言ったように担い手の減少と国内市場の縮小です。だからどうするかというと労働生産性を上げると

ということで、スマート農業であったり、先ほどから出ているドローンの活用であったり、ロボットであったり、或いは、どのように生産するかという面でいえば、緑色の2番目、環境と調和のとれた産業へということで、生産方法としては、環境に負荷をかけない方法で生産しなければならないという制約がさらについてくるということです。人口減少していくということは、もう少しいますと、確実に農業労働の賃金率といいますか、オポチュニティーコスト（機会コスト）が上昇していくということは避けられないと見ていいと思います。他で賃上げをしているのに農業だけ上げないということにはおそらくならないと思います。農業労働のオポチュニティーコストが相当上がっていくとなると、やはり労働生産性を向上させていくことが非常に重要になってくる。

- では、労働生産性をどうやって上げていくのかということを考えてみると、基本的な方法は農地集積だろうと思うんですよね。農地を集積させながら機械と農業労働力の代替を図ることがやはり基本だと思います。逆に言えば、労働を節約するために、農地の集積が必要だと思うんですよね。要するに、農業者1人当たりが耕作できる農地面積の拡大こそが必要じゃないかということです。そういう意味ではスマート農業など、最先端な技術がその威力を発揮するという点でも、農地集積が相当欠かせないのではないかな。本日議論された有機農業や多様な農業など、多様な形態を決してダメだといっているわけではないです。あくまで基本的な考え方として、そういうことがより一層、北海道は本州に比べて、都府県に比べて規模は大きいですが、もっともっとそれを追求していけるという方向性で食料を供給していく役割を果たしていくことが基本じゃないかなと思います。
- 先ほどから粗収益、粗生産額で出ていますように、かつて平成の初め頃には16万8千人いた基幹的農業従事者、今は半減しましたがけれども、農業粗生産額は維持し続けているという意味では、こういった機械と労働力の代替、それから規模の経済性の追求が基本的には作用しているのではないかなというふうに思います。
- その農地集積ですけれども、農地市場が有効に機能するのであれば何も言うことではないんですが、中々農地市場というのは、一般の財の市場とやはり違うところなんですね。市場メカニズムが機能すれば、経営効率の高い農家に農地の集積をしていくということで問題ないのですが、そう簡単ではない。農地市場が有効に機能するかどうかということに関しては、おそらく専門家の方でも、相当意見が分かれるところではないかなというふうに思います。そういう意味で、先ほど本間委員から水田の畑地化の問題で農地流動化の障害になっているということで、私は、これは非常に重大な問題だと思います。経営効率を上げようとして、農地集積しようとしている時に、そういうことが起こるとなると、本当に生産性が向上できるのだろうかということが起こってくると思うんですよね。もしそういう問題があるのであれば、これは是非、解決していかなければならない問題ですし、農地市場が有効に機能していないのであれば、虫食いの利用されない農地が出てきてしまうということになります。その場合にはどうするかというと、やはり農地を利用する計画、農地を集積する仕組み、これも一種の制度的な革新とっていいと思うんですよね。市場メカニズムによる農地集積が一方にあって、もう1つ、地域、先ほど地域という言葉が出ていたかと思うんですけれども、地域の計画による農地集積、両方が必要だと思うんですよね。そういう意味では、計画による農地集積のシステムを創意工夫によって、積極的に作り出してほしいとい。技術革新に加え、制度革新というものを是非、北海道で成し遂げてほしいというふうに思います。
- これは何故かといいますと、農地集積の問題は日本に限らずアジアの国々の農業にとって共通する問題として、これから出てくると思うんです。皆さん承知のように、日本をはじめ、韓国、台湾で食料自給率が低いのは何故かということ考えた場合に、これは農地集積が進まないで労働生産性の向上が停滞しているから

だというふうに見ることができるのではないかと思います。その結果、何を招いたかということ、食料自給率の低下を招いたということなんです。だから中国とかアジアの国々が経済発展するにつれてどんどん日本、韓国、台湾と同じような道を辿ってくると思うんですよね。その時に農地集積できないということであれば、日本、韓国、台湾と同じ事態を招いて食料輸入国になってしまうことになるわけです。すると日本自体が食料にアクセスできなくなるし、本当に食料不足を心配しなくてはならない事態になってしまう。そういう意味では、北海道というのはやはりアジアの中でも、こうした問題を解決したという事例を築き上げてほしいというふうに思います。何を生産するかということ、それから如何に生産するかということも非常に重要な問題だと思います。機械と労働の代替ということではなくて、環境負荷をかけないということも重視されるようになってきておりますので、是非、そここのところを、何を作るかに加えていかに作るかっていうことを地域的な課題なり仕組み作りに北海道が一体となって取り組んで、非常に効率のいい食料供給基地だと言われるようになってほしいなというふうに思ったところです。

- そういう意味では、北海道はやれる、規模が大きいし、これからもっとやれると思います。人口が減少していても強い生産基盤を作っていける基盤を持っていると思いました。是非、チャレンジしていただきたいと思います。以上で、私のコメントを終わらせていただきます。
- あと何か発言がありましたらお願いします。

(岩井委員)

- はい。すみません。すぐ終わります。2点ですが、先ほど先生のお話にもあったんですけれども、スマート農業、例えばGNSSガイダンスシステムみたいな書き方をされているのですが、例えばGNSSシステムを見てみると基地局が必要です。その費用は自治体任せというように聞いております。先ほどのスマート農業に関して、そもそもサテライトシステム、基地局が必要なのにそれが自治体任せ。ほとんどの自治体はできると思いますが、何か所か立てなければならないというように聞いております。今後、担い手不足などがあって、こういうサテライトに依存していくというようなことが増えると思うのですが、その時に具体的なところで、何か補助金であるとか、オペレーターを配置するなど、今後、考えていただきたいというのが1つ。
- あと、法律ですね。「食料・農業・農村基本法」が一番の問題ですが、今日資料に載っている部分と載っていないものがあると思います。載っていないものも本当はいっぱい議論しなければいけないなと思いますが、私の専門は図書館であったり、社会教育です。大切なのは社会教育法や図書館法、その上位法に行くと教育基本法があるのですが、そこはかえって調べていきます。これは危機的な状況が起こった場合に顔を出します。何が言いたいかといいますと、今回の法律改正におきましても危機的な状況において、最終的にこれが顔を出してくるのではないかという危惧を持っております。その時に農業関係者の方は勿論、一般市民、私もそうですが、一般市民が最終的にどのような事態に直面するかということ想像しながら、道の皆様方においては国に対応していただきたいと思っております。決して、食料生産の農業的な面だけではなく、法律の面から最終的な市民の危機的な状況というのを想定した上で、対応していただくことが今後求められるかと思えます。以上です。

(近藤会長)

- はい。ありがとうございました。

(山口農政部次長)

- ・スマート農業に関連して、まずスマート農業の実際の取組の部分と整備の部分についてコメントをしていきたいと思えます。
- ・2つ目の部分、農業の関係では「食料・農業・農村基本法」が1番上位の法律ですが、国の方でも、首相をトップとした組織で検討し、道でも、危機対応というところは全庁的な体制がございます。御指摘の部分は御意見を承りたいと思えます。それでは山野寺局長、お願いします。

(山野寺技術支援担当局長)

- ・スマート農業の基地局の整備についてですが、全体的なお話させていただきますと、確かに自治体で整備しているものもありますが、農業団体や農業者自らなど、いろいろな方法で整備されています。全部自分たちでお金出しているかといったらそうではなくて、総務省からの補助金や農林水産省からの補助金、或いは、国が100%モデル事業として設置して、農家負担はゼロというような取組もスマート農業を普及させるために行っていますので、我々としては農業者のニーズに応じながらどの形で進めていったらいいのか、普及センターなどと相談しながら進めているというのが実態です。

(高崎農村振興局長)

- ・基地局の関係の補助事業ですが、基地局というのは色々な電波の幅がありますので、どのような形でスマート農業を行うかというのが一番大事で、どのような機械を入れるか、どのような通信網にしたいかなど、中々わかりづらいんですね。そのため、農水省でも無料で民間の方を紹介して、こういう形であればこういうものが動きますよ、といった紹介事例があります。それに基づいてその事業に乗るのであれば補助事業というものがありませんので、振興局が頭になって相談にのっていききたいと思えます。
- ・いきなり基地局をやりたいというところから、どのような機械を使いたいのか、どんな形で今後進めていききたいのかということをもとめまして、それを無料で民間の方に委託するという形もありますので、何かありましたら振興局の方に御相談していただきたいて、農政部の方でも対応させていただきますので、農水省の方にも報告していききたいと思えますので、よろしくお願いします。

(岩井委員)

- ・ありがとうございます。

(山口農政部次長)

- ・先ほど会長の方にまとめていただきましたが、我々これから中間点検をしながら今後、基本計画策定に当たっての国への政策提案といった部分の考え方に関して、色々御意見をいただけたと思っておりますので、肝に銘じながら取り組んでいきたいと思えます。ありがとうございます。

(近藤会長)

- ・それでは意見交換はこれで終了いたします。
- ・本日の中間点検結果については、皆さまの御意見などを踏まえ概ね順調との趣旨でまとめていただければと思えますので、よろしくお願いします。次は最後の議題となりますが、その他ですが、事務局から何かございますか。

(小谷政策調整担当課長)

- ・その他はございません。

(近藤会長)

- それで本日の議題はすべて終了いたしました。全体を通しまして、皆さまから何かございますでしょうか。

(菊入委員)

- 最後に1つだけいいですか。お願いがあるのですが、今も色々と話がありましたビートの問題ですが、自給率で34%ぐらいと聞いていますけれども、ビートは北海道でしか作っていない作物ですので、是非、道庁の方もこれからは課題はいっぱいあると思いますけれども、安定生産、それから拡大に向けて頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひします。

(近藤会長)

- ありがとうございます。それではここで進行を事務局にお返しします。

(事務局)

- はい、以上になりますけれども、本日予定されておりました議事はすべて終了しました。近藤会長をはじめ御出席の皆様、ありがとうございました。
- 最後に農政部長から一言お礼を申し上げたいと思います。

6 閉会

(水戸部農政部長)

- 今日は長時間に渡り熱心な御議論ありがとうございました。また、近藤会長、円滑な進行に感謝申し上げます。
- 今日は、基本法の見直しの事が中心でした。繰り返しになりますが、柱の一つの食料の安全保障の中で、輸入依存度の高い小麦や大豆、飼料作物をどうしていくのか。粗飼料型の北海道の得意とするところがございます。また、2つ目の柱の環境との調和についても、クリーン農業や有機農業を北海道はこれまで一生懸命進めてきています。また、人口減少下による生産性の維持ということでは、担い手の育成確保と区画を広げてスマート農業の導入をしやすくするなど、これも北海道が率先してやっていける府県には出来ない非常に重要な部分と思っております。
- この国の3つの柱は、まさに北海道がこれまでやってきた方向と同じ方向だと私どもも思っております。
- 国の法律の改正後、基本計画が国で作られます。その計画の実現に向けてそれぞれの施策が打ち出されてくる訳ですが、その際、本日いただいた御意見も含めてしっかりと北海道の意見を国の方に、浜田委員からも先ほど話がありましたが、オール北海道でしっかりと国に対し声を届けていきたいと思っております。
- 我々自体も、まさに国を上げてこの「食料・農業・農村基本法」をどうしていくのかの岐路に立っておりますので、食料供給地域を自負する北海道からもしっかりと全国に北海道の農業の役割見たいなものを発信していきたいと思っております。
- 引き続き、委員の皆様からの御意見を賜りながら進めていきたいと思ひます。本日は、どうもありがとうございました。

(事務局)

- これをもちまして、令和5年度第2回北海道農業・農村振興審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

以上